

協 働 事 業 計 画 書

1 業務名称 秋のゆったりカルチャーマルシェ(メディアコス「文化の広場」交流事業)
マルシェ企画・運営業務委託

2 業務場所 岐阜市司町 40 番地 5

3 履行期間 契約締結日から令和 8 年 11 月 6 日(金)まで

4 業務目的

みんなの森 ぎふメディアコスモス(以下、メディアコスモスという。)に馴染みのない市民層をより多く惹きつけるため、メディアコスモスの文化的資源(本、資料、ボランティア、市民活動団体、人的ネットワーク)を駆使した、みんなの広場としての場の魅力を体感できるイベントを開催する。

5 事業概要

メディアコスモスは、屋根の付いた公園のような多様で居心地のよい広場である。また、ひとが集い、憩い、豊かな対話がはじまるサードプレイスとして、市民に親しまれている。秋の文化の日に、より多くの市民が集い、賑わいを生み出すとともに、「文化」をテーマに親子で楽しめるマルシェを実施する。

(1) 開催日

令和 8 年 11 月 3 日(火・祝) 10 時から 15 時

(2) 開催場所

みんなの森 ぎふメディアコスモス(岐阜市司町 40-5)

- ・みんなの広場カオカオ
- ・せせらぎの並木テニテオ
- ・館内の一部(本の蔵 東側および南側エリア)

6 業務内容

(1) マルシェ企画、運営

(ア) みんなの森 ぎふメディアコスモス自主事業実行委員会(以下、自主事業実行委員会という。)が主催する「秋のゆったりカルチャーマルシェ」のうち、みんなの広場カオカオ、せせらぎの並木テニテオ、館内の一部を使用し、さまざまなカルチャーを楽しむようなマルシェ(ハンドメ

イド市やワークショップ、キッチンカーなどの物販、広場イベント)の開催を行うこと。

- ・＜広場＞キッチンカー出店 10 店舗程度
- ・＜広場＞賑わいを創出するイベント 1 件程度
- ※内容は発注者と協議のうえで決定すること。
- ・＜並木＞テント出店 6 店舗程度
- ・＜館内＞ブース出店 6 店舗程度

- (イ) マルシェ運営企画・実施業務に係る企画関係資料等を提出すること
- (ウ) 搬入から撤去までを含め、メディアコスモス開館時間内で開催できるものとし、設営・撤去等の運営実施は、受注者により行うこと。
- (エ) 受注者とメディアコスモスとの連携が感じられるマルシェ名称を使用すること。
- (オ) マルシェ運営企画・実施に必要な会場装飾、看板等の作成及び借用に関する業務を実施すること。
- (カ) マルシェ開催に要する費用は、受注者が負担すること。

(2) 会場設営、運営

- (ア) マルシェ実施に必要な人員の確保及び配置を行うこと。
- (イ) 出店者の区画割り、会場内の設営、装飾、出店者の設営支援を行うこと。
終了後は、速やかに撤去を行うこと。
- (ウ) 広場等で水を出店者が使用する場合は、発注者と協議のうえで使用すること。
- (エ) マルシェ開催後は、清掃に関する業務を実施すること。
- (オ) 受注者は、マルシェの開催期間中判断を下せる責任者 1 名を常駐させ、トラブルや事故の無いように十分な対策を施すこと。

(3) 出店者の管理

- (ア) 出店者の募集について、各種媒体等を活用した効果的な周知を行い、テーマにあった出店者を募集すること。
- (イ) 出店申込者に対し、出店時の注意事項等を説明すること。
- (ウ) 飲食に関する出店者がある場合は、岐阜市保健所等への届け出について確認を行うこと。
- (エ) 火気器具を使用する場合、岐阜中消防署へ必要な届出を確認し、手続きを行うこと。
- (オ) 関係機関による立入検査が行われる場合は、速やかに検査に応じること。
また、主催者は各店舗に対して、協力を徹底させること。

(4) 広報・情報発信

- (ア) マルシェ開催について、各種媒体等を活用した効果的な周知を行うこと。
- (イ) マルシェに関するチラシの作成を行い、開催日の2週間前までにデータを提供すること。

7 適用

(1) 範囲

本仕様書は、本業務の基本的事項について定めるものであり、本仕様書に記載されていない事項であっても、状況に応じ本業務遂行上必要である業務については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

(2) 疑義

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。その他、上記に記載のない事項や不明な点があった場合は、発注者と協議し業務を遂行すること。

8 法令、条例等の遵守

本業務の履行に関係する法令、条例等は遵守すること。

9 秘密の保持

本業務の履行に際し、知り得た秘密を他人に漏洩してはならない。

10 委託料の支払い

委託料は受注者の請求に基づき、事業完了後、検査完了を経て支払うものとする。雨天時等、発注者や受注者の責任に拠らない事情により、マルシェが中止となった場合は、それまでにかかった費用に関して双方で委託料支払に関する協議を行う。ただし、実際にかかった費用、もしくは中止時点までに発生した費用を上限とする。

11 提出書類

(契約締結後)

- ① 業務主任者届
- ② その他発注者が指示するもの

(業務完了後)

- ① 完了届
- ② その他発注者が指示するもの

12 その他

- (1) 開催場所及び資材の保管、控室等に係る使用料については全額免除する。
- (2) 関係者駐車場は、自主事業実行委員会が確保する。
- (3) 保険料については、自主事業実行委員会が負担する。
- (4) 備品類は、メディアコスモスが所有する備品類を使用できるものとする。
- (5) 広場の電源は、使用可能容量の範囲で利用できるものとする。
- (6) 以下の媒体で自主事業実行委員会が広報、情報発信を行う。なお、広報、情報発信に要する費用（チラシ印刷費等）については自主事業実行委員会が負担する。
 - ・ 秋のゆったりカルチャーマルシェ全体のポスター及びチラシ
 - ・ ぎふメディアコスモスホームページ
- (7) その他不明な点があった場合は、発注者と協議の上、履行すること。